島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改　正　後

島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱

１～６〔略〕

別表１

１　事業区分	２　基　準　額	３　対　象　経　費
(1)～(3)　〔略〕	〔略〕	〔略〕
(4)周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 （１）MFICU 整備 基準面積　300 ㎡ （２）産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり 基準単価309,900円	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所　等） 産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費
(5)　〔略〕	〔略〕	〔略〕
(6)　医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1)〔略〕 (2)〔略〕 (3)　診療所	〔略〕

改　正　前

島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱

１～６〔略〕

別表１

１　事業区分	２　基　準　額	３　対　象　経　費
(1)～(3)　〔略〕	〔略〕	〔略〕
(4)周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。 （１）MFICU整備 基準面積　300㎡ （２）産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり 基準単価239,300円	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所　等） 産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費
(5)　〔略〕	〔略〕	〔略〕
(6)　医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1)〔略〕 (2)〔略〕 (3)　診療所	〔略〕

	ア〔略〕 イ　改修等により療養病床を整備する診療所 １床当たり10,695千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表３に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 〔略〕 イ〔略〕 ウ 浴室 浴室１か所当たり 31,267千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、62,543千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの			ア〔略〕 イ　改修等により療養病床を整備する診療所 １床当たり8,257千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表３に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 〔略〕 イ〔略〕 ウ 浴室 浴室１か所当たり 24,138千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、48,283千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの	

	診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×１床当たり単価 （１床当たり単価） 新築 11,046千円 改築 13,255千円 改修 5,523千円 イ 〔略〕	
(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの（(2) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×108,900 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×119,830 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院（(4) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×517,800 円	〔略〕

	診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×１床当たり単価 （１床当たり単価） 新築 8,528千円 改築 10,233千円 改修 4,264千円 イ 〔略〕	
(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの（(2) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300㎡×84,100円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 (3) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院（(4) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300㎡×399,800円	〔略〕

	(4) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 ㎡×569,660 円	
	備蓄倉庫 1医療機関当たり 60,434千円	〔略〕
	自家発電設備 1医療機関当たり 196,311千円	〔略〕
	受水槽 1医療機関当たり 180,908千円	〔略〕
	ヘリポート 1医療機関当たり 104,292千円	〔略〕
	給水設備 1医療機関当たり 85,071千円	〔略〕
	燃料タンク 1医療機関当たり 39,231千円	〔略〕
(8)救命救急センター施設整備事業	〔略〕	〔略〕
	ヘリポート 1医療機関当たり 125,436千円	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

	(4) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円	
	備蓄倉庫 1医療機関当たり 56,113千円	〔略〕
	自家発電設備 1医療機関当たり 182,276千円	〔略〕
	受水槽 1医療機関当たり 167,974千円	〔略〕
	ヘリポート 1医療機関当たり 96,836千円	〔略〕
	給水設備 1医療機関当たり 78,989千円	〔略〕
	燃料タンク 1医療機関当たり 36,426千円	〔略〕
(8)救命救急センター施設整備事業	〔略〕	〔略〕
	ヘリポート 1医療機関当たり 96,836千円	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

	〔略〕	〔略〕
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡×108,900円	〔略〕
(9)アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり 61,000円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	〔略〕
(10)地球温暖化対策施設整備事業	1医療機関当たり 117,856千円	〔略〕
(11)非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1医療機関当たり 196,311 千円	〔略〕
	受水槽 1医療機関当たり 180,908 千円	〔略〕
	給水設備 1医療機関当たり 85,071 千円	〔略〕
	燃料タンク 1医療機関当たり 39,231千円	〔略〕
(12)医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの ((2)を除く工法によるもの) 基準面積	医療施設等耐震設備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

	〔略〕	〔略〕
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡×84,100円	〔略〕
(9)アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり 56,600円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	〔略〕
(10)地球温暖化対策施設整備事業	1医療機関当たり 109,430千円	〔略〕
(11)非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1医療機関当たり 182,276 千円	〔略〕
	受水槽 1医療機関当たり 167,974 千円	〔略〕
	給水設備 1医療機関当たり 78,989千円	〔略〕
	燃料タンク 1医療機関当たり 36,426千円	〔略〕
(12)医療施設等耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの ((2)を除く工法によるもの) 基準面積	〔新設〕

	2,300 ㎡×108,900 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等（(5) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×517,800 円 (4) 耐震構造指標であるIs値が0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設は除く）（(5) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×517,800 円 (5) (3) 及び (4) の補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×569,660円			2,300 ㎡×84,100 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等（(5) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×399,800 円 (4) 耐震構造指標であるIs値が0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設は除く）（(5) を除く工法によるもの） 基準面積 2,300 ㎡×399,800 円 (5) (3) 及び (4) の補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×439,780円	
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× 83,100 円	〔略〕		看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× 64,200 円	〔略〕

	(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×91,470円 (3) 耐震構造指標であるIs値が0.3 未満のもの 基準面積 2,300 ㎡× 395,700 円	
	平成７年に施行された地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条に基づいて、都道府県知事が作成した５箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× 108,900 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円	〔略〕

（注） １～３〔略〕

	(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×70,620円 (3) 耐震構造指標であるIs値が0.3 未満のもの 基準面積 2,300 ㎡× 305,500 円	
	平成７年に施行された地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条に基づいて、都道府県知事が作成した５箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× 84,100 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×92,510円	〔略〕

（注） １～３〔略〕

別表２　１平方メートル当たり単価表

（単位：円）

事　業　区　分	種 目 等	構　造　別	単　　価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木　　造	３６２，０００
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (8) 救命救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	５５８，０００
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病　棟	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
	診療棟	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
(4) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
(6) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
	診療所（一般地区）	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００
	診療所（離島、豪雪地区）	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００

（注）１～２〔略〕

別表３、４〔略〕

７～13〔略〕

別表２　１平方メートル当たり単価表

（単位：円）

事　業　区　分	種 目 等	構　造　別	単　　価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木　　造	３５５，０００
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (8) 救命救急センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	４８４，０００
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病　棟	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
	診療棟	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
(4) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
(6) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
	診療所（一般地区）	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００
	診療所（離島、豪雪地区）	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００

（注）１～２〔略〕

別表３、４〔略〕

７～13〔略〕

（県内中小企業への配慮）

14．この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（その他）

15．特別の事情により６、８、９及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成１９年９月２８日医第６４８号）　～

附則（令和７年１１月１２日医第１０６７号）

附則（令和８年１１月２日医第１０１９号）

１．この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

２．令和７年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙１～別紙２〔略〕

別紙２－１

別紙２－１

交付対象事業の実施に要する経費に関する調書

（補助事業者名）

事業区分	施設の名称	別表1の第2欄に定める基準額 (A) ① ㎡ ② 円 ③＝①×②円	別表1の第3欄に掲げる対象経費の支出額 (B) 円	選定額 (C) 円	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額 (D) 円	交付基礎額 (E) 円	別表3の既存病床割合による調整率 (F)	別表4の事業区分による調整率 (G)	交付額 (E)×(F)×(G)／1,000=(H) 千円	仕入に係る消費税等相当額 (I) 千円	要県補助額 (J)＝(H)－(I) 千円	新規・継続の別	抵当権の有無	備考
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
合　計									0		0			

（作成要領）

1　「基準額」(A)欄には、①別表１の第２欄に定める基準面積と補助対象部分の建築面積とを比較して少ない方の面積と、②別表２に定める基準単価と補助対象部分の建築単価を比較して少ない方の額とを乗じた額を記載すること。面積等の基準額算定の過程で生じた端数は第３位を四捨五入して第２位までとする。

2　「選定額」(C)欄には、別表１の第２欄に定める基準額(A)と別表１の第３欄に掲げる対象経費の支出予定額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。

3　「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。

4　「新規・継続の別」欄は、次に該当するものを選択すること。

・当該年度に新たに行う事業→「新規」　・前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続整備される事業→「継続」

5　「抵当権設定の有無」欄は、補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために設定される抵当権の有無を選択すること。

〔新設〕

（その他）

14．特別の事情により６、８、９及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則（平成１９年９月２８日医第６４８号）　～

附則（令和７年１１月１２日医第１０６７号）

〔新設〕

別紙１～別紙２〔略〕

別紙２－１

別紙２－１

交付対象事業の実施に要する経費に関する調書

（補助事業者名）

事業区分	施設の名称	別表1の第2欄に定める基準額 (A) ① ㎡ ② 円 ③＝①×②円	別表1の第3欄に掲げる対象経費の支出額 (B) 円	選定額 (C) 円	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額 (D) 円	交付基礎額 (E) 円	別表3の既存病床割合による調整率 (F)	別表4の事業区分による調整率 (G)	交付額 (E)×(F)×(G)／1,000=(H) 千円	仕入に係る消費税等相当額 (I) 千円	要県補助額 (J)＝(H)－(I) 千円	新規・継続の別	抵当権の有無	備考
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
		0		0		0			0		0			
合　計									0		0			

（作成要領）

1　「基準額」(A)欄には、①別表１の第２欄に定める基準面積と補助対象部分の建築面積とを比較して少ない方の面積と、②別表２に定める基準単価と補助対象部分の建築単価を比較して少ない方の額とを乗じた額を記載すること。面積等の基準額算定の過程で生じた端数は第３位を四捨五入して第２位までとする。

2　「選定額」(C)欄には、別表１の第２欄に定める基準額(A)と別表１の第３欄に掲げる対象経費の支出予定額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。

3　「交付基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。

4　「新規・継続の別」欄は、次に該当するものを選択すること。

・当該年度に新たに行う事業→「新規」　・前年度において国庫補助金を受け、当該年度においても継続整備される事業→「継続」

5　「抵当権設定の有無」欄は、補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために設定される抵当権の有無を選択すること。

別紙３～別紙７〔略〕	別紙３～別紙７〔略〕